

2020年3月  
株式会社おた電力

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、電気料金の支払期日を延長する等の要請を受けました。本要請を踏まえ、電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

### <特別措置の対象>

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまを対象といたします。

### <特別措置の内容>

2020年3<sup>※1</sup>・4・5月分の電気料金の支払期日を、原則として1ヶ月間延長いたします。

※1 支払義務発生日が3月25日以降となるものに限りです。

### <特別措置の申込方法>

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社までお問い合わせください。

株式会社おた電力（小売登録番号A0315）  
業務部 担当：福田  
〒373-0853 群馬県太田市浜町17-4  
TEL 0276（56）4755